

東北縦貫自動車道における交通取締り等に関する警

察官の職権行使についての協定

福島県公安委員会及び宮城県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び同法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、高速自動車国道東北縦貫自動車道（以下「東北縦貫自動車道」という。）における福島県警察及び宮城県警察（以下「協定県警察」という。）の警察官の交通取締り等に関する職権行使について、次のとおり協定する。

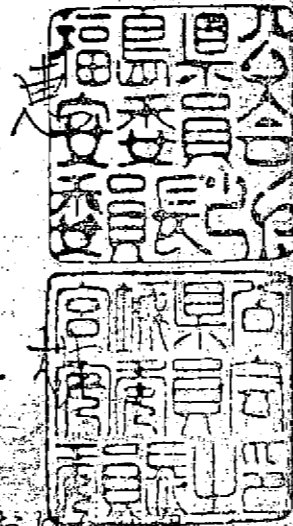
昭和50年3月29日

福島県公安委員会委員長

笠岡

宮城県公安委員会委員長

加藤多喜



（職権行使の区域）

第1条 協定県警察の警察官は、東北縦貫自動車道における交通の円滑と危険の防止を図るため、当該道路のうち次の各号に定める区域（以下「協定区域」という。）において交通の取締り

等の職権を行使することができる。

(1) 福島県警察 福島県と宮城県との境界から北に50キロメートルの区域

(2) 宮城県警察 宮城県と福島県との境界から南に50キロメートルの区域

（交通法令違反事件の処理方法）

第2条 協定区域における交通法令違反事件（交通事故に係るものを除く。）の送致は、当該事件を捜査した警察官の所属する県警察が行うものとする。

（交通事故・事件の処理方法）

第3条 協定区域における交通事故・事件の送致は、当該事件の発生地を管轄する県警察が行うものとする。

（細目的事項の委任）

第4条 この協定の実施について必要な細目的事項は、協定県警察の警察本部長が別に協定するものとする。

付 則

この協定は、昭和50年4月1日から実施する。